

**障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例（素案）
に関するタウンミーティングの概要**

日 時	平成 25 年 1 月 22 日（火）18:30～19:30		
場 所	朝日大平山地区公民館	参加者	21人
条例制定作業部会	佐藤委員、田中委員		
別 府 市	岩尾課長、水口補佐、猪原主任		

【第2条第1号】

質問・意見
障害を社会モデルとして捉えるということをもう少し明確にできないか。
市の回答
社会全体の仕組みが、障害のある人に対して配慮されていないという見方で社会モデルの考え方が生まれてきています。

【第6条】

質問・意見
市民も市から評価される立場にあると感じるが、実際に、市民はどうすればよいか分からない。合理的配慮の基準を示してほしい。
市の回答
合理的配慮の基準を分かりやすく説明した解説書をつくって、市民の皆さまに普及・啓発をしていきたいと思えます。

【第2章第3節】

質問・意見
「努めるものとする」という表現が多い。第10条第3項は、お金がかからないことなので、できることなのではないか。できることに関しても努力義務規定となっているので、消極的な印象を受ける。もっと、積極的な市の姿勢を示していただきたい。
市の回答
別府市は、他の自治体とは異なり、合理的配慮を実施するんだという意気込みを条例に盛り込んでいます。ただし、例外があるという表現にしています。

【第11条】

質問・意見

一人で生活することが難しい重度障害のある人に対する施策はないのか。

市の回答

貴重なご意見として考えさせていただきます。

【第13条】

質問・意見

重度障害のある人への日常生活の保障に関する施策はないのか。

市の回答

就労を希望する方への支援を考えて規定しています。貴重なご意見として考えさせていただきます。

【第15条】

質問・意見

義務教育だけでなく、高校や大学などでも障害に対する理解を深めるような施策を実施してほしい。

市の回答

この条例は、地域社会をよくしたいということで作っているものです。すべての市民の皆さまに対して、この条例の意図することについて、全力で普及・啓発をしていきたいと思えます。

【その他】

質問・意見

視覚障害のある人は、「助けて」というときに、白い杖を上にあげると聞いたことがある。障害の特性ごとにある「助けて」というサインを教えてください。

市の回答

把握していません。